

◇国土交通省からのお知らせ

官報

<https://kanpou.npb.go.jp/20181214/20181214g00276/20181214g002760010f.html>

新旧対照表等（日事連 HP）

<http://www.njr.or.jp/list/news/2018/01214.html>

要綱

一 建築士の免許

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であって、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を一定期間以上有する者等でなければ、受けることができないものとする。こと。（第四条関係）

二 一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の見直し大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができるものとする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について所要の見直しを行うものとする。こと。（第十四条及び第十五条関係）

三 その他

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一条関係）

2 その他所要の規定を整備すること。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19705008.htm

建築物防災週間において行った調査結果を公表

～民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査～

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000755.html

●パブリックコメント

【案件番号：155180734】

「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）」に関する意見募集について

案の公示日 2018年12月07日

意見・情報受付締切日 2019年01月05日

問合せ先（所管府省・部局名等）国土交通省住宅局住宅生産課 03-5253-8940

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180734&Mode=0>

【案件番号：155180735】

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法施行令の改正に向けた検討案（総則・単体規定関係）に関する意見募集について

案の公示日 2018年12月07日

意見・情報受付締切日 2019年01月05日

問合せ先（所管府省・部局名等）国土交通省住宅局建築指導課

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180735&Mode=0>

【案件番号：155180732】

防火設備の構造方法を定める件及び特定防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集について

案の公示日 2018年12月01日

意見・情報受付締切日 2018年12月30日

問合せ先（所管府省・部局名等）国土交通省住宅局建築指導課

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180732&Mode=0>

◇他団体からのお知らせ

▽国立研究開発法人 建築研究所

第 25 回 LCCM 住宅デモンストレーション棟見学会を平成 31 年 01 月 25 日(金)に開催します

<https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/lccm/index.html>

平成 30 年度第 2 回サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）の評価結果を公表しました

<https://www.kenken.go.jp/japanese/information/information/press/2018/456.pdf>

▽国立研究開発法人建築研究所 一般社団法人日本サステナブル建築協会

第 23 回 住宅・建築物の省 CO2 シンポジウム

http://www.jsbc.or.jp/seminar/co2_symposium_no23.html

▽公益社団法人日本建築士会連合会

【説明会】改正民法が建築士業務に与える影響等に関する説明会を開催します

<https://tokyokenchikushikai.or.jp/news/2018/12/2402/?news=event>

▽一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

既存住宅状況調査技術者講習の合格発表について（11 月 8 日開催分まで）

<http://www.njr.or.jp/inspection/pass/>

▽一般社団法人日本建設業協会

「耐震改修事例集」を更新しました

https://www.nikkenren.com/kenchiku/taishin_search.html

▽一般財団法人日本建築センター

最新の講習会と出版情報等の情報

<https://www.bcj.or.jp/news/2018/12/--2018126-.html>

▽一般財団法人日本建築防災協会

「平成 30 年度 建築防火・防災講習」の受講受付を開始しました。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/bokabosai-3/>

▽一般財団法人ベターリビング

優良住宅部品認定基準「戸建住宅用宅配ボックス」他 2 品目を改正しました

<http://www.cbl.or.jp/info/473.html>

▽公益財団法人日本住宅・木材技術センター

「2019 年版 木造住宅のための住宅性能表示」改訂版の発刊とセミナー開催のお知らせ

https://www.howtec.or.jp/publics/index/1/detail=1/b_id=1/block1_limit=10/p1=1#block1-289

▽グリーン建築フォーラム

第 18 回 ー今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方に関する社会資本 整備審議会答申（第二次答申）についてー

<http://www.ibec.or.jp/GBF/news.html#getsurei>

▽公益社団法人ロングライフビル推進協会（BELCA）

セミナー「ビルと省エネルギー2（オフィスの環境改革と ZEB の推進）」

<http://www.belca.or.jp/20190213.pdf>

◇ICBA からのお知らせ

●図書販売

「建築構造審査・検査要領－実務編 審査マニュアル－2018年版」
建築物の確認審査・検査に関する構造強度の基準への適合を判断する際に、適切かつ統一的な運用を図るために必要な事項についてまとめています。

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2017年度版」
日本建築行政会議(JCBA)が編集している 2013年度版の改訂版です。
法令等の改正、利用者等からの質疑に対する回答や JCBA 部会での検討結果を踏まえた改訂を行っています。

「2015年版建築物の構造関係技術基準解説書」[第4刷(2016追補収録版)](黄色本)
2015年版の第4刷として、平成28年12月までに改正・制定された構造関係規定等の内容を反映しています。

※2018年6月までの基準改正へ対応した「2018年追補」をICBAホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

※併せてQ&A及び正誤表(2015年版第1刷～第4刷)も更新しております。
追補、Q&A及び正誤表はこちらをご参照ください。

<https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/>

図書販売の詳細・お申し込みは

https://www2.icba.or.jp/products/list.php?category_id=7&utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_campaign=20180316t

●情報会員

設計実務者を対象に確認申請プログラムを提供するほか、法令データベースの閲覧サービスや講習会・図書の割引を提供する制度です。

ホームページから入会可能で、確認申請プログラムとは建築確認申請書等を作成するためソフトウェアです。

正確かつ迅速に申請書の作成が出来、操作サポートもあるので安心です。

https://www2.icba.or.jp/products/list.php?category_id=12 (情報会員)

<https://www.icba.or.jp/shinpro/> (確認申請プログラム)

●確認申請プログラム 法改正対応版をリリースしました

平成30年9月25日施行の改正様式に対応した確認申請プログラムを、9月21日(金)にリリースしました。

マイページからログインをしていただくと、最新版の確認申請プログラム(Ver.1.1.57)のダウンロードが可能です。

【確認申請プログラム Q&A】

<https://www.icba.or.jp/faq/shinpro.html>

【確認申請プログラムの操作方法のお問い合わせ】

<https://www2.icba.or.jp/contact/index.php?shinpro>

※お問い合わせの前に Q&A をご確認ください。